

令和6年 第3回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和6年9月11日 1. 会議の経過 別紙のとおり

1. 開催場所 西予市議会第3委員会室

1. 開会 令和6年9月11日

午後 0時59分

1. 閉会 令和6年9月11日

午後 2時25分

1. 出席委員

委員長 兵頭 学

副委員長 山下 昌和

委員 宇都宮久見子

委員 宇都宮俊文

委員 河野 清一

委員 森川 一義

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

建設部長 三瀬 計浩

産業部長 兵頭 章夫

上下水道課長 紙崎 順一

建設課長 宮本 勘滋

経済振興課長 岡田 拓郎

農業水産課長 松末 博

林業課長 酒井 淳二

上下水道課長補佐 大内 俊二

上下水道課長補佐 清水 宣行

上下水道課係長 山本 裕樹

上下水道課係長 山本 新也

建設課長補佐 松本 幸祐

経済振興課長補佐 古川 郁夫

経済振興課長補佐 野本 伸治

経済振興課係長 竹本 明人

農業水産課長補佐 林 敬次

農業水産課係長 清家 亮

農業水産課主査 十川 千波

林業課長補佐 村上征士郎

林業課係長 松本 知也

1. 出席議会事務局職員

書記 松本 史子

1. 会議に付した事件

議案第87号 令和6年度西予市一般会計補

正予算(第4号)

議案第92号 令和6年度西予市下水道事業

会計補正予算(第2号)

開会 午後 0 時 59 分

○山下委員

令和 6 年、第 3 回定例会産業建設常任委員会を開催いたします。開会にあたり委員長より挨拶があります。

○兵頭委員長

挨拶を行う。

○山下委員

次に、兵頭産業部長より挨拶をお願いいたします。

○兵頭産業部長

挨拶を行う。

○山下委員

ありがとうございました。それでは、議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。それではこれより、進行は委員長が行います。

【産業部】

【経済振興課】

○兵頭委員長

それでは早速、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」経済振興課所管分を議題といたします。

岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうちの産業部経済振興課所管分につきまして、御説明をさせていただきます。それでは、補正予算書に基づき、歳出予算から御説明させていただきます。

16 ページをお開きください。

7 款 1 項 6 目、産業創出事業費になります。39 万 3000 円の増額補正でございます。

令和 6 年能登半島地震によりまして被災した珠洲市と輪島市にかわりまして、愛媛県及び県内の各市町がふるさと納税の代理寄附受付を実施しておりましたが、6 月末をもちまして、受付期間が終了したことにより、当市において受付を行った、珠洲市と輪島市の 2 市に送金する寄附金を予算計上するものでございます。

続きまして 19 ページをお開きください。

10 款 6 項 4 目町並み保存対策費、財源の組替えによるもので、事業名は記載されておりませんが、町並み建造物・修理修景事業、補正額はゼロでございます。

国庫補助、県補助金の交付決定及び市債借入金の減額に伴う財源の組替えによるものでございまして、これによる歳出予算の増減はございません。

続きまして、補正予算書 20 ページを御覧ください。13 款 2 項 1 目基金費 39 万 3000 円の増額補正でございます。

先ほど説明いたしました、令和 6 年能登半島地震により被災した珠洲市と輪島市にかわりまして、受入れました寄附金を一旦、当市の寄附として受入れし、同額をふるさと応援基金に積立てるための積立金を予算計上するものでございます。

続きまして歳入について説明させていただきます。8 ページを御覧ください。

14 款 2 項 7 目教育費国庫補助金、国宝重要文化財等保存整備費国庫補助金（重伝建保存地区）590 万 7000 円の減額補正でございます。

先ほど歳出予算で御説明申し上げましたが、国庫補助金の交付決定に伴いまして、減額するものでございます。

続きまして、次の 9 ページを御覧ください。15 款 2 項 7 目教育費県補助金、重要伝統的建造物群保存修理費県補助金 21 万 6000 円の減額補正でございます。

これにつきましても、県補助金の交付決定に伴いまして、減額するものでございます。

続きまして、9 ページでございますが、17 款 1 項 2 目総務費寄附金、ふるさと応援寄附金、39 万 3000 円の増額補正でございます。

こちらも先ほど説明で申し上げましたとおり、令和 6 年能登半島地震により被災した珠洲市と輪島市にかわって、ふるさと納税の代理寄附を受付した実績額を増額するものでございます。

続きまして、10 ページを御覧ください。

18 款 2 項 32 目ふるさと応援基金繰入金 39 万 3000 円の増額補正でございます。

先ほど歳出予算の寄附金で御説明いたしました、ふるさと納税代理寄附による、寄附金収入の実績額を当該基金に積立てましたので、寄附金の財源として、当該基金を取り崩すものでございます。

続きまして、11 ページ目を御覧ください。

21款1項7目教育債、町並み建造物修理・修景事業60万円の減額補正でございます。

対象事業費の精査に伴いまして、市債借入額を減額するものでございます。

以上、経済振興課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○兵頭委員長

岡田課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第87号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第4号）」について、経済振興課所管分の原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○兵頭委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時13分）

【農業水産課】

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午後1時15分）

議案第87号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第4号）」農業水産課所管分についての説明を求めます。

松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第87号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第4号）」農業水産課所管分について御説明申し上げます。歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書15ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費の5億9227万8000円を2081万6000円増額し6億1309万4000円とするものです。

今回の補正是、野菜安定対策事業において、転作野菜価格安定事業負担金を新たに計上するものです。この事業は、県の制度で、公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会が実施しますが、水田営農活性化対策において、野菜への転作を計画的に実施し、野菜の需給及び価格安定を図るため、転作を実施した産地から出荷された野菜を対象として、市場価格が保証基準額を下回った場合に、JAを介して、生産農家に補填金の交付を行う制度です。当市において、令和3年度から水田転作作物としてサトイモの面積拡大を図っているところですが、今年度において対象となる面積要件を満たしたため、この制度の活用が可能になり、転作野菜価格安定事業負担金 34万円を新たに計上するものです。

続いて、農作物生産振興対策事業において、県の補助制度である傾斜園地作業効率化モデル整備事業を実施するため、補正予算を計上するものです。事業内容は、将来を見据えた柑橘農業における生産基盤の強化を図るため、機械化を可能とする園地の傾斜を緩やかにするなど、労働生産性の高いモデル園地の整備を進めるため、緩傾斜、整備費の2分の1をJAを介して実施農家に補助する事業です。今年度に入り、三瓶町の柑橘農家から強い事業要望があり、今回の補正予算に傾斜園地作業効率化モデル整備事業補助金183万2000円を計上するものです。財源につきましては、この事業は県補助金の補助率が2分の1となっており、今回の補正で県支出金を充当します。

続いて、農業後継者育成事業において、新規就農者及び農業研修生を支援するため、県単事業、担い手総合支援事業、市単事業、農業研修生サポート事業、国庫補助事業、新規就農者育成総合対策経営発展支援事業の3事業を実施及び対象者を拡大するため増額計上するものです。県の補助制度である担い手総合支援事業は、多様な担い手を確保・育成していくため、農業研修生を受け入れる県が認めた研修機関に補助率3分の1、上限20万円の補助金を交付する事業です。

当初予算では、JAひがしうわ、JAにしうわの2つの研修機関に対する補助金を計上しておりましたが、今年3月に新たに1名JAひがしうわで研修を実施することが決定し、4月から、トマト、キュウリ、イチゴの栽培技術の研修を実施していること。また、県要綱の補助上限額が15万円から20万円に改正になったことから、担い手総合支援事業補助金22万1000円を増額計上し、

財源は県支出金を充当するものです。

続いて、市単独事業の農業研修生サポート事業では I・J ターンによる新規就農者を積極的に雇用及び育成する事業者に対し、その研修に要する経費月額 3 万円を補助することにより、新規就農者の定着促進を図ることを目的としています。当初では 1 名分計上しておりましたが、今年 3 月に愛知県から I ターンで西予市に移住し、JA ひがしうわで研修を実施することが決定し、4 月からトマト、キュウリ、イチゴの栽培技術の研修を実施している研修生がいることから、農業研修生サポート事業補助金 36 万円を増額計上するものです。

続いて、国の補助制度である新規就農者育成総合対策経営発展支援事業では、認定新規就農者の経営発展のための機械施設等の導入を支援することを目的に事業を実施いたします。この事業の対象者は、独立自営就農する 49 歳以下の認定新規就農者が対象となっており、研修機関等で研修を終え今年春に就農し、営農等に関する農業用機械等が必要となったことから、農業用機械購入費等に対する補助金を計上いたします。補助率は、国が最大 2 分の 1 、県が最大 4 分の 1 、あわせて最大 4 分の 3 の補助率となっておりまして、今回の補正で新規就農総合支援事業交付金 1806 万 3000 円を計上し、財源は県支出金を充当するものであります。歳出予算は以上となります。

続いて歳入予算を御説明申し上げます。補正予算書 9 ページにお戻りください。

15 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金 7 億 7440 万 1000 円を 2011 万 6000 円増額し、7 億 9451 万 7000 円とするものです。

この補正は、新規就農者及び農業研修生を支援する農業後継者育成事業に、新規就農総合支援事業費県補助金 1806 万 3000 円、担い手総合支援事業費県補助金 22 万 1000 円を充当し、農作物生産振興対策事業に、傾斜園地作業効率化モデル整備事業費県補助金 183 万 2000 円を充当するものです。

以上で、農業水産課所管分の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

この 15 ページの農業研修生の方は、農家へ行って研修するわけでしょうか。

○松末農業水産課長

県が認めた研修機関ということでございますので、県が認めた農業者のところへ行って研修する場合もありますし、JA ひがしうわ、JA にしうわ、今回の場合は JA ひがしうわになりますが、そういうところを研修機関と選定していただいておりますので、そこでの研修ということになります。農家のところもあります。

○河野委員

今の森川委員のとこですけれども 1 名につき 3 万円、1 年間で 36 万円で 1 名ということです。1 名に対する補助。そこでトマト、イチゴ、キュウリ、3 つ作物言われたんですけども、3 つともやられておるのか、この中の 1 つトマトならトマト、キュウリならキュウリ、何をメインでやられるのか教えていただいたらと思います。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 25 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（休憩 午後 1 時 26 分）

○松末農業水産課長

何をメインにということなんですが、研修については、キュウリ、トマト、イチゴ、この 3 つ研修をしてもらっております。この方が実際に就農して、農業する場合に何をメインとしてやるかというのは、まだ、本格的には決まっておりませんが、キュウリを主にやっていくというふうに聞いております。

○河野委員

さっきの野菜安定対策事業でそれとも、サトイモが新規で対象になったという説明だったと思うんですけども、何戸の農家というか面積というか、そこら辺の把握はされておりますか。販売額というか、その単価が下がったときに出る基金だろうと思うんですけども、新規で始められるとのに、前年の販売額単価と比較をどうしてやられるのかなと、ちょっと不安に思ったもんですから。お願いします。

○松末農業水産課長

今のサトイモの面積であるとか、どういったときに補填金が出るかということだったと思いますが、それについてのお答えをいたします。面積でございますが、この事業の補填金が出る場合なんですけど、作付面積はおおむね 3 ヘクタール以上ということなんですが、実際の作付面積なんですけど、令和 5 年度の実績で 2.8 ヘクタール、6 年度の計画が 3.5 ヘクタールということでございます。農家戸数についてはちょっと、今把握しておりませんが、宇和で 3 戸、それから野村で 10 戸ぐらいの農家だったというふうに記憶しておりますが、正確な数字は今のところ手元にございません。

それから、どういうときについてのことなんですが、6 年間の市場価格を農林水産物だけのものになりますが企業物価指数で修正した価格の平均価格に 0.9 を乗じて得た価格を下回った場合に、この補填金が交付されるということになります。

○河野委員

今の安定対策事業ですけど、サトイモの品種は伊予美人ですか。

○松末農業水産課長

伊予美人と把握しております。

○宇都宮俊文委員

9 ページ、傾斜園地作業効率化モデル整備事業。西宇和農協が多分調べて、県の補助をとってこられたんだと思うんですが、非常にこれいいなと私も聞いて思ったんですが、私もミカン作りしておるんで、こういう情報を早く引っ張ってこないといけないと思うんですが、これ参考までにどのような内容なのか、そして県がどのくらいの規模で応募されていたのか。それからまた今後、まだこういう補助金があるのかないのか、分かれば説明願います。

○松末農業水産課長

事業内容でございますけども、本事業は、柑橘農家における生産基盤の強化を図るために、機械化を可能とする園地の緩傾斜化など、労働生産性を高める整備をするほか、愛媛県と連携した整備園地の選定も行いますし、整備後もモデル園地として、市内、他地域への波及が期待できる这样一个事業でございます。効果的なものがいろいろあるんですけども、事業全体的な効果というのは、今申し上げましたように、急傾斜の園地はなかなか

か手作業でしか作業が出来ないというところがございますが、農家側としてはそこが少しでも傾斜が緩やかになれば、作業が楽になるということ、機械化ができるものは機械ができるということの県のモデル事業でございます。この事業が、令和 4 年から 6 年の 3 カ年の事業でございまして、今年度で終了ということになってくるというふうに認識をしております。規模なんですけども、面積的な規模っていうのはちょっと分からないんですけど、西予市のほかに、今治市、それから松山市、伊方町、宇和島市のほうで取組をされておるというふうに伺っております。

○山下委員

認定新規就農者に対してという項目ありますけど、西予市のほうでも、地域おこし協力隊の方が就農して 3 年間、西予市から補助金を受けてっていう形がありますが、今説明していただいた認定新規就労者、このあたりはダブリにはならないんでしょうか。

○松末農業水産課長

地域おこし協力隊と認定新規就農者との重複ということでございますが、認定新規就農者については、地域おこし協力隊の任期が終わってから認定するっていうような形であります。実際に地域おこし協力隊の方が、認定新規就農者になられるというような方もございます。申請をされる方もございますので、そういう方も対象ですが、重複はないというふうなことでございます。

○山下委員

今の地域おこし協力隊の方にとって非常に有益な補助金になるわけですよね。実際にこの地域おこし協力隊の方が、こういった事業を利用されてる方っていうのは、把握されていますか。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 36 分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 37 分）

○松末農業水産課長

地域おこし協力隊の中で、この事業を認定新規就農者として利用されてるっていう方は 3 名ございます。城川町でトマト栽培をされている方、それから野村町の予子林でシイタケを栽培している方、それから、まさに今回なんですけど認定新規就農者でこの事業を受けられるという方が、明浜

町の柑橘栽培をされてる方、この3名が地域おこし協力隊を卒業されて、この事業を利用される方でございます。

○宇都宮久見子委員

ちょっと参考までに関連でお聞きしたいんですけども、いろいろと農業盛んな西予市の中でいろんな事業出していただいているんだと思うんですけども、今、全国的に農業、高齢化ということがいろいろ問題になってますけれども、お子さんも継がないとか後継者がいない農家の方は、相談とかはどういう流れになるんですか。

○松末農業水産課長

今専業農家で農家をやられていて、後継者がいなくて、もう自分も体力がなくなってきたから農地を手放さないといけないところは、もう本当に、今の時代だと多くあると思います。まずは、地域の中で話をしていただくのが一番かなと思います。その地域の中で、担い手の方がおられましたらそこへ、話を持ちかけて集積をしていただくというのが一番だとは思いますが、あとどうしてもそれでもなかなか出来ないってことであれば、農業委員会のほうに申出をしていただいて、農地のあっせんなどというようなこともしておりますし、それであっせんをしたところが、すぐに耕作者が見つかるかといえばそうでもないところもあるんですけども、そういう形で何とか耕作をしていただけたらと思っております。今年度いっぱいに、地域計画、今まででは人・農地プランっていう名前で呼んでたんですけど、10年後の将来の地域の農業を見据えて、10年後に、その農地を誰がつくっていくのかっていうような計画を立てるということになっておりまして、大体10年後を見据えると、どこの農家の方が残って、どの方がつくれるかっていうのが大体見えてくるんではなかろうかというふうに思っておりますが、一番は、その計画をつくるには、地域の方が一番よく知っているので、地域の中で話合いをされて、どの農地をどこへ集積すれば一番効率のいい農業ができるのかという話合いをもとにそういう計画を立てていただくということが一番だというふうに思っております。行政としてもそれを今年度いっぱいにつくらなくてはいけないんですけど、なかなか地域で本気で話してもらわないとそこが進まないことがあるので、そこが思うように進んでな

いんですけど、これは今年度いっぱいいつで形のところはつくるんですけど、順次、計画変更で、やっぱり一番いい形のものに仕上げていくということが出来ますので、地域の中で話し合えるところから順次計画を変更していただいて、誰がその農地を使うのか、将来困って、高齢でもう作れなくなる人がいるのか、そこら辺を検討していただいたらなというふうに思っております。

○宇都宮久見子委員

関連ありがとうございました。なるべくその耕作放棄地とか、増えないような方法をとっていただいたらと思います。後継者等も含めて、進めています。

○松末農業水産課長

いろいろ国の補助事業もありますし、耕作放棄地対策それから鳥獣被害対策の事業もありますし、今説明した後継者の育成事業もありますのでその辺を活用して対応してまいりたいと思っております。

○宇都宮俊文委員

今の宇都宮久見子議員の質問ですが、やっぱりこれはもう農家が考えないけん問題で、逆に農家側からすると行政が何とかしてくれという意見があるんですが、これは本当に全く私は筋違いやと思います。行政側は農家の要望に対してできる補助事業とか、そういうふうなのを指導してくれるようにならないと、本当にこういう言い方はいけんと思うんですが、農家は人任せになって、経営者の感覚が全くないんで、こっからやっぱり変わいかないと。私も農地を誰がつくるかずっと関わっておるんですが、なかなかそれでも、経営出来ない人に幾ら畑作らしても赤字になりますんで、そんな中で、もう本当に残れる人が残って大規模にやるというやり方をしないと、過去のやり方じゃもう全く田舎は残れない。本当に例えばミカン作りとか米を作る人らが経営になるんだったら、心配せんでも後継者がおるんですが、その現実があるということで、完全にそれるんですが。

それからあと、農業後継者・新規就農者の補助金、これも出すのもいいんですが、やはり補助をもらうのであれば、経営の計画はせめて持てなかつたら、本当にただ甘えて補助金もらうだけじゃ、しっかりと残れんので、やはりそこら辺を行政からもしっかりと、どういうぐらいの経営でき

るんですか、数字はやっぱり出して、それに対し
て結果がこうでした。最低売上げはこれぐらい必
要じゃないですかというような意見も、出しても
らわないと。ただ I ターンで来られる、よそから
来られるからいいわいですと日本中やってるん
ですが、ほとんどがそれ失敗するんで、やはりミ
カン作りするんであれば売上 400 万円、500 万円
ぐらいは取れますと、取るつもりですぐりいな、
何でもそうですが、特に農業の場合そこが甘いと
思いますんで、ただ、否定するんじゃなしにやは
り一生懸命やる人には補助を出すというような方
針で、せめて西予市は、やっていただきたいと思
います。お答えできればお願ひします。

○松末農業水産課長

ありがとうございます。今回の補助金もそうで
すし、それからもう一つ同じ新規就農総合対策の
中で、経営開始資金っていうのがあるんですけど、
これは新規就農者に対して、年間 150 万円を交付
する。今は 3 年間ですけどそれ以前は 5 年間とい
う長い期間にわたって最高 150 万円を交付すると
いう事業がありました。

当然交付する前にですね、経営計画というよう
なことを言われましたけど、就農計画を出してい
ただいて、その上で、新規作物の栽培であるとか、
お金を借りるだとか、リスクを負っていただいた
上で、交付金を交付するというようなことになっ
ておりますし、5 年間という長い期間であります
ので、その 3 年目、中間では、行政も含めて、
農協であるとか、県の農業指導班であるとか、行
政であるとか、そこらの審査会を開いて、経営が
うまくいっているのかという確認をさせてもらう
こともあります。その中で、うまくいってない場
合は、交付金を止めたこともあります。中間審査、
それから日頃の肥培管理の状況を見ながら、補助
金を交付するかしないか、継続するかしないかつ
ていうことを判断させていただいて、交付をさせ
ていただいております。

そういうことでチェック体制は出来ておると思
いますので、よろしくお願ひします。

○兵頭委員長

ほかに質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正
予算第 4 号」農業水産課所管分について、原案に
賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員であります。当委員会としては原案ど
おり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 48 分）

【林業課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後 1 時 50 分）

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正
予算（第 4 号）」林業課所管分を議題といたします。

酒井林業課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一
般会計補正予算（第 4 号）」の林業課所管分につ
いて御説明いたします。

補正予算書の 20 ページをお開きください。

11 款 1 項 3 目林業用施設災害復旧費、林業用施
設災害復旧事業（現年度）に係る補正予算につ
いて御説明いたします。

補正額は 150 万円の増額です。7 月の梅雨前線
により、小規模被災した林業施設の機能回復を図
るため、市単独林業用施設災害復旧事業補助金 9
件、150 万円を計上するものです。

以上で、林業課所管に係る 9 月補正予算の内容
説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ
いたします。

○兵頭委員長

酒井課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

これは、県の補助はないんですか。

○酒井林業課長

この 9 件につきましては、お手元の災害復旧の
対象外となる小規模なものでして、市単独事業の
補助金となっております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」林業課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

賛成全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 53 分）

【建設部】

【建設課】

○兵頭委員長

それでは再開します。（再開 午後 2 時 09 分）これよりは建設課所管分になりますので、三瀬建設部長の御挨拶をお願いいたします。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○兵頭委員長

それでは、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」建設課所管分についてを議題とします。

宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」建設課所管分について御説明申し上げます。

予算書は 11 ページのほうが歳入、16 ページが歳出となっております。資料のほうは、事前にお配りしております説明資料①を御覧ください。資料 1 ページの 1 行目 2 行目は関連がございますので、あわせて説明申し上げます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費、市道平岩線改良事業、並びに市道平岩柳沢線改良事業において、特定財源の地方債 1370 万円の減額に伴い、事業費の調整を行うものでございます。

両事業とも城川町遊子川地区の改良事業ですが、それぞれ 60 メーターと 30 メーターの改良事業を

計画しておりましたが、辺地対策事業債の減額により、平岩柳沢線に割当ておりました起債額 4400 万円を全て減額し、平岩線へ 3030 万円を流用いたします。平岩柳沢線で計画していた施工箇所は延長調整が出来ない工法であるため、事業費の全額を減額としております。当箇所は、次年度以降に再度予算要求を行い、完成させる予定としております。地元への事情説明は行っており、理解をいただいているところでございます。

続きまして、予算書 11 ページの歳入のところのみとなります。資料のほうは、1 ページ目の 3 行目になります。

市道古市宮田線改良事業におきまして、事業費の増減はございませんが、財源内訳の調整を行います。当事業は、城川町土居地区の県道城川椿原線から地域づくり活動センターへ進入する約 50 メーターの市道拡幅工事ですが、特定財源である過疎対策事業債の減額により、旧合併特例事業債に歳入内訳を変更するものでございます。これに伴いまして、起債額 100 万円の減額と、一般財源 100 万円の増額をいたします。

以上、「令和 6 年度一般会計補正予算（第 4 号）」の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宮本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

市道平岩線ですけれども、1 年で 90 メーターぐらいの改良工事ということですけども、あと何年ぐらいかかる予定でおられるか分かりますか。

○宮本建設課長

平岩線の計画でございますが、我々が今策定しておる計画では、大体 10 年から 11 年ぐらいに完成予定しております。

あくまでも我々が予定しております予算が計画どおり、取ればという前提ではございますが、一応それぐらいの予定で計画しております。

○河野委員

10 年か 11 年というと、あと 5、6 年という意味でしょうか。

○宮本建設課長

そうですね、ここの平岩線自体が、かなり急峻

な場所でして委員も御承知やと思うんですけども、結構、掘削等で土量が出てきてかなりメーター単価が高い路線になります。そういう上でもやはりどうしても单年度で、かなりの予算が今とれる状態ではございませんので、5、6年はかかるかなというふうに見込んでおります。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」建設課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 16 分）

【上下水道課】

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 18 分）

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」上下水道課分についてを議題とします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」上下水道課所管分、県条例水道と事業の補正について御説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴いまして、予算を調整するものであります。

一般会計補正予算書の 10 ページをお開きください。

19 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金の補正額 8 億 2716 万 7000 円のうち、県条例水道等に関する繰越金の補正是 157 万 7000 円の減額となっております。繰越額は 302 万 3000 円となります。内訳といたしまして、宇和地区では 24 万 8000 円を増額して 34 万 8000 円に、野村地区では 12 万

7000 円を増額しまして 162 万 7000 円になっております。城川地区では 195 万 2000 円を減額いたしまして 104 万 8000 円となっております。

20 ページをお開きください。繰越金の減額に伴いまして、13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、24 節積立金、県条例水道等基金事業を 157 万 7000 円減額いたしまして、302 万 6000 円としております。

以上で県条例水道等事業に関する補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」上下水道課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 92 号「令和 6 年度西予市上下水道事業会計補正予算（第 2 号）」上下水道課所管分について、紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第 92 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、御説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、建設改良費等の財源としておりました過疎対策事業債の減額に伴います、市債額の調整によるものでございます。

第 2 条の企業債の限度額を下水道事業は 2590 万円から 5170 万円に増額し、過疎対策事業は 2580 万円からゼロ円に改めております。

それでは、下水道事業会計補正予算書の 10 ページをお開きください。

1款資本的収入、1項企業債、1目1節建設改良費等の財源に充てるための企業債において、過疎対策事業債を 2580 万円減額し、下水道事業債を同額の 2580 万円増額するものでございます。

以上で「令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 92 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉会 午後 2 時 25 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

兵頭 学